外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百九十六号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条第一号及び第二号（これらの規定を同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十六条第一項第三号及び第四号、第二項第七号及び第九号から第十一号まで並びに第四項、第二十七条第一項、第十二項（同法第二十七条の四第二項、第二十八条第七項及び第三十条第七項において準用する場合並びに同法第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同法第二十八条第七項において準用する同法第二十七条の四第二項において準用する場合を含む。）並びに第十四項第二号及び第三号、第二十七条の二第一項並びに第七項第二号及び第三号、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項並びに第七項第二号及び第三号、第二十八条の三第一項、第二十八条の四、第二十九条第一項から第七項まで及び第九項、第二十九条の二第一項、第八項から第十項まで並びに第十三項第二号及び第三号、第三十条第七項、第五十五条の五第一項並びに第三項第二号及び第三号、第六十九条第一項、第六十九条の二第二項並びに第六十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の三」に改める。

第七条の見出し中「対象」の下に「とならない支払等及び銀行等の確認義務の対象」を加え、同条中「第十七条第三号」の下に「（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を同第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第六条第一項の規定により指定された支払等のうち、法第十六条第三項の規定により許可を受ける義務が課された支払等であつて、当該支払等が同条第一項若しくは第二項若しくは法第二十一条第一項若しくは第二項又はこれらの規定に基づく命令の規定の確実な実施を図るために指定されたもの以外の支払等に該当するものとして財務大臣又は経済産業大臣が告示により指定する支払等とする。

2　法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める支払等は、第十一条第一項の規定により指定された資本取引に係る支払等のうち、法第五十五条の九の二第一項に規定する外国為替取引等取扱業者が行う法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引に係る支払等であつて、当該資本取引の態様、当該資本取引に係る当該外国為替取引等取扱業者の義務の履行に必要な態勢その他の事情を勘案して、法第十七条（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認がされなくても当該義務の履行が確保されると認めて財務大臣が告示により指定する支払等とする。

第七条の二中「第十八条第一項」の下に「（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の二の二中「第十八条第一項第一号」の下に「（法第十八条の五及び第十八条の六第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条の三中「第十八条第三項」の下に「（法第十八条の五、第十八条の六第一項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四章中第九条の前に次の一条を加える。

（資本取引に含まれる対内直接投資等）

第八条の三　法第二十条に規定する政令で定める行為は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為とする。

第十八条の十第二項第二号中「第七条第二号」を「第七条第三項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第二条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の四」を「第四条の八」に改める。

第二条第一項中「当該会社の株主若しくは出資者である他の会社（同項第一号又は第二号に掲げるもの（次項及び第四項第一号において「外国法人等」という。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。第四項第一号において同じ。）又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。以下同じ。）」を「次に掲げるもの」に、「（法第二十六条第一項第三号」を「（同号」に改め、「をいう。」の下に「第十六項及び第二十八項を除き、」を加え、同項に次の各号を加える。

一　法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもの（以下「外国法人等」という。）の出資比率が百分の五十以上である会社

二　外国法人等の被支配会社等（個人又は法人その他の団体がその経営を支配している法人その他の団体として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）である会社（前号に掲げる者を除く。）

三　前二号に掲げる者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有するその他の団体を除く。以下同じ。）（前二号に掲げる者を除く。）

第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に、「総株主又は総社員の議決権の数」を「総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「（同条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「上場会社等の各株主」を「各外国株主等」に、「他の会社若しくはその子会社に限る」を「第一項各号に掲げるものであつて、当該上場会社等の所有等株式（法第二十六条第二項第三号に規定する所有等株式をいう。以下同じ。）又は保有等議決権（同条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下同じ。）を所有し、又は保有するものをいう」に、「実質株式（」を「実質所有等株式（」に、「が株式を」を「が所有等株式を」に、「当該株式」を「当該所有等株式」に、「の株式以外の株式」を「における所有等株式以外の所有等株式」に、「、当該株主を第十九項第一号」を「及び当該外国株主等を第二十八項第一号」に改め、「（以下この号において「株主の密接関係者」という。）」を削り、「実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下この条において同じ。）その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、第七項に規定する要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式」を「実質所有等株式」に、「株式のうち」を「その数を合計する株式に」に、「もの。」を「株式の合計の数をいう。」に改め、同項第二号中「上場会社等の各株主」を「各外国株主等」に改め、「（法第二十六条第二項第四号に規定する保有等議決権をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「場合の」を「場合における」に、「第十八項」を「第二十七項」に、「株主を第十九項第一号」を「外国株主等を第二十八項第一号」に、「議決権のうち」を「その数を合計する議決権に」に、「もの。」を「議決権の合計の数をいう。」に改め、同条第五項第三号ハ中「場合」を「場合における当該役員」に改め、同条第六項中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加え、同条第九項第一号中「第十七項」を「第二十六項」に、「第十六項第三号イ」を「第二十五項第三号イ」に改め、同項第二号中